

第5号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件
神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条市民参画推進局の項を次のように改める。

文化スポーツ局

- (1) スポーツに関する事項
- (2) 文化に関する事項
- (3) 図書館及び博物館に関する事項

第1条保健福祉局の項中「保健福祉局」を「福祉局」に改め、同項中第3号を削り、同項の次に次のように加える。

健康局

- (1) 健康に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「教育に関する事務のうちスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 図書館, 博物館, 美術館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置, 管理及び廃止に関すること(法第21

条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(3) 文化に関すること。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健福祉局生活福祉部保護課更生センター若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター」を「福祉局保護課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター」に改める。

第8条中「こども家庭局こども育成部総合療育センター」を「こども家庭局総合療育センター」に改める。

第10条中「こども家庭局こども育成部若葉学園」を「こども家庭局若葉学園」に改める。

第12条中「保健福祉局保健所食肉衛生検査所」を「健康局保健所食肉衛生検査所」に改める。

第15条中「経済観光局農政部」を「経済観光局」に改める。

第17条中「保健福祉局保健所食肉衛生検査所」を「健康局保健所食肉衛生検査所」に改める。

第22条中「環境局事業部クリーンセンター」を「環境局クリーンセンター」に改める。

第23条中「環境局事業部事業所」を「環境局事業所」に、「港湾局みなと振興部海務課」を「港湾局海務課」に改める。

第27条中「港湾局みなと振興部海務課」を「港湾局海務課」に改める。

第28条中「港湾局工務・防災部」を「港湾局」に改める。

第36条第1項第6号中「専任救助隊」を「特別救助隊」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(障害者施策推進協議会条例の一部改正)
- 2 神戸市障害者施策推進協議会条例(昭和47年3月条例第57号)の一部を次のように改正する。
第7条中「保健福祉局」を「福祉局」に改める。
(市民福祉調査委員会条例の一部改正)
- 3 神戸市市民福祉調査委員会条例(平成12年3月条例第101号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。
第7条中「保健福祉局又は」を「福祉局、健康局又は」に、「保健福祉局)」を「福祉局)」に改める。
(地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例の一部改正)
- 4 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例(平成20年3月条例第57号)の一部を次のように改正する。
第8条中「保健福祉局」を「健康局」に改める。
(公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例の一部改正)
- 5 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例(平成30年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。
第7条中「保健福祉局」を「健康局」に改める。
(図書館条例の一部改正)
- 6 神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。
第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(都市景観条例の一部改正)
- 7 神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)の一部を次のように改正す

る。

第20条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項中「及び教育委員会」を削り，同条第2項中「及び教育委員会規則」を削り，同条第3項中「及び教育委員会」を削る。

第22条中「及び教育委員会」及び「市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに，教育委員会にあつては」を削る。

第23条中「及び教育委員会」を削る。

第24条中「及び教育委員会規則」を削り，「市長及び教育委員会」を「市長」に改める。

第25条中「及び教育委員会」を削る。

第37条中「又は教育委員会規則」を削る。

第38条第2号中「及び教育委員会」を削る。

(博物館条例の一部改正)

8 神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項第2号中「教育委員会」を「市長」に改め，同条第3項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第4項及び第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(埋蔵文化財センター条例の一部改正)

9 神戸市埋蔵文化財センター条例（平成3年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条から第10条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(小磯記念美術館条例の一部改正)

10 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」

に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項第2号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の一部改正)

11 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会に」を「市長に」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」

に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条第1項中「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条から第27条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第28条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第29条から第34条まで及び第36条から第41条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第45条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第46条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第47条から第49条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第50条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第51条から第55条まで及び第57条から第59条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第60条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第61条及び第62条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第63条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第64条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(風見鶏の館等条例の一部改正)

12 神戸市風見鶏の館等条例(平成11年3月条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び高等学校」を「，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め，同条第3項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め，同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正)

13 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第18条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

14 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 15 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

神戸市市民参画推進局 指定管理者選定評価委 員会
神戸市保健福祉局指定 管理者選定評価委員会

を

」

「

神戸市文化スポーツ局 指定管理者選定評価委 員会
神戸市福祉局指定管理 者選定評価委員会
神戸市健康局指定管理 者選定評価委員会

に改める。

」

(図書館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 16 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例,神戸市都市景観条例,神戸市立博物館条例,神戸市埋蔵文化財センター条例,神戸市立小磯記念美術館条例,神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例,神戸市風見鶏の館等条例,神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可,指定,承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有する

もの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

職制等を改正するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。

略

市民参画推進局

- (1) 市民参画の推進に関する事項
- (2) 市民生活に関する事項
- (3) 市民文化に関する事項
- (4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

保健福祉局

- (1), (2) 略
- (3) 保健衛生に関する事項

略

文化スポーツ局

- (1) スポーツに関する事項
- (2) 文化に関する事項
- (3) 図書館及び博物館に関する事項

福祉局

健康局

- (1) 健康に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

(参考 2)

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例 ぬきがき

(現 行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうちスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については、市長が管理し、及び執行するものとする。

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

。以下「法」という。

次に掲げる教育に関する事務

- (1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること。

(参考 3)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生活福祉部保護課更生センター若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

福祉局保護課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター

(児童発達支援センター療育手当)

第8条 児童発達支援センター療育手当は、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター又は西部療育センターに勤務する職員でまるやま学園、ひまわり学園又はのぼら学園の肢体不自由のある児童に対する整肢指導、言語訓練又は生活指導等の療育業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とする。

こども家庭局総合療育センター

(児童自立支援業務手当)

第10条 児童自立支援業務手当は、こども家庭局こども育成部若葉学園（以下この条において「若葉学園」という。）に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第1号及び第2号に掲げる業務に従事する者に対しては、第1号に定める額）とする。

こども家庭局若葉学園

(1)～(3) 略

(食肉衛生検査業務手当)

第12条 食肉衛生検査業務手当は、保健福祉局保健所食肉衛生検査所に勤務する職員で食肉の衛生検査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

健康局保健

所食肉衛生検査所

(鳥獣捕獲業務手当)

第15条 鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

経済観光局

(切迫とさつ業務手当)

第17条 切迫とさつ業務手当は、保健福祉局保健所食肉衛生検査所又は経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場に勤務する職員で切迫とさつ業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

健康局保健所

食肉衛生検査所

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局事業部クリーンセンターに勤務する技術職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

環境局クリーン

センター

(犬猫等放置死体処理手当)

第23条 犬猫等放置死体処理手当は、環境局事業部事業所又は港湾局みなと振興部海務課に勤務する職員で市民からの通報その他の通報による犬、猫等の放置死体の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、1件につき250

環境局事

業所

港湾局海務課

円とする。

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は、港湾局みなと振興部海務課に勤務する船長，機関長，航海士又は機関士で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局海務課

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は，都市局新都市事業部又は港湾局工務・防災部に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局

(消防職員手当)

第36条 消防職員手当は，次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し，その額は，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

(6) 小隊を指揮する職務であって消防長が定めるもの，専任救助隊若しくは救急隊の業務又は管制業務 日額300円を超えない範囲内において消防長が定める額

特別救助隊

(7) 略

2～4 略

(参考 4)

神戸市障害者施策推進協議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

福祉局

(参考 5)

神戸市市民福祉調査委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第2項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

条第1項

第7

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、保健福祉局）において処理する。

福祉局，健康局又は

福祉局)

(参考 6)

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

健康局

(参考 7)

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

健康局

(参考 8)

神戸市立図書館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館の制限等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒絶し、図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第5条 何人も、図書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理上支障があると認める行為

市長

(図書館協議会)

第7条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

市長

市長

3～5 略

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第8条 教育委員会は、次に掲げる図書館の管理に関する業務を図書館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの

市長

市長

(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

(施行細目の委任)

第9条 図書館の開館時間、休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 9)

神戸市都市景観条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保存計画)

第20条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第9章に定める神戸市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

市長

2 略

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

市長

4 略

(現状変更行為の規制)

第21条 保存地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第22条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあつては次の各号に定める基準に適合して

いないと認める場合は、同項の規定による許可をしてはならない。

(1)～(8) 略

(国の機関等に関する特例)

第23条 第21条第1項の規定は、国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第24条 第21条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。この場合において、第21条第1項の許可又は前条の協議に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第21条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)～(3) 略

(施行の細目)

市長

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第25条第1項の規定による市長及び教育委員会の命令に違反した者
- (3), (4) 略

(参考 10)

神戸市立博物館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) その他教育委員会が必要と認める事業
(観覧料等)

市長

第4条 略

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) 略

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

市長

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

市長は

規則

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

規則

5 第2項の観覧料(前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。)を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

規則

(観覧料の納付)

第5条 観覧料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(観覧料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の返還)

第7条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(資料の特別利用)

第8条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき(教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。)は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 略

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担とすべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定

市長は 規則

規則

規則

市長の

市長は

規則

規則

規則

規

市長

市長

した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館（観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。第3号において同じ。）を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

市長

(1), (2) 略

(3) その他教育委員会が入館を不相当と認める者

市長

(損害の賠償等)

第11条 入館者は、博物館の施設、設備、博物館資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

市長

(博物館協議会)

第12条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

市長

市長

3, 4 略

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以

市長

市長

下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市長

市長

市長

(施行細目の委任)

第14条 博物館の休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 11)

神戸市埋蔵文化財センター条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(観覧料等)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、センターにおいて開催される特別展示を観覧しようとする者は、1,000円の範囲内でその都度教育委員会が定める額の観覧料を納付しなければならない。

市長

3 観覧料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(観覧料の減免)

第5条 教育委員会は、公益を目的とするときその他教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

市長は
規則

(観覧料の返還)

第6条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

規則

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退去を命じることがで

市長

きる。

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める者

規則

(資料の貸出し)

第8条 教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のため特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、資料の貸出しを受けることができる。

市長

(損害の賠償等)

第9条 センターの施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

市長

(指定管理者の指定等)

第10条 教育委員会は、次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会は」とあるのは、「第10条第1項に規定する指定管理者は」とする。

市長

(施行細目の委任)

第11条 センターの休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 12)

神戸市立小磯記念美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(入館料等)

第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。

市長

2 教育委員会は、美術館の入館について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別入館券を発行することができる。

市長は

規則

3 前項の特別入館券の料金は、4,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

規則

(入館料の納付)

第5条 入館料(前条第3項の料金を含む。次条、第7条及び第13条第1項第3号において同じ。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規

則

(入館料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

市長は 規則

(入館料の返還)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるとき

規則

は、その全部又は一部を返還することができる。

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧、模写、撮影等をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

市長は

規則

規則

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

規

則

3 略

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

市長

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

市長

(入館の制限等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

市長

(1),(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が
支障があると認める者

市長

(損害の賠償等)

第11条 入館者は、美術館の施設、設備、美術館
資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したとき
は、教育委員会の指示するところに従い、これ
を原状に復し、又その損害を賠償しなければなら
ない。

市長

(美術館協議会)

第12条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関
係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並
びに学識経験のある者その他教育委員会が適当
であると認める者の中から教育委員会が委嘱す
る。

市長

市長

3, 4 略

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織
及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則
で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる美術館の管理
に関する業務を美術館の管理について地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の
規定による教育委員会の指定を受けたもの（以
下「指定管理者」という。）に行わせることがで
きる。

市長

市長

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が
定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又は
その指定を取り消したときは、その旨を告示す
るものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第14条 美術館の休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

市長

市長

市長

市長

規則

(参考 13)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(指定)

第6条 教育委員会は、有形文化財（兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定有形文化財に指定することができる。

市長

2, 3 略

4 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該神戸市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

市長

(解除)

第7条 神戸市指定有形文化財が神戸市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 略

3 前項において準用する前条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたとき又は同条第1項の規定による指定の効力が失われたときは、当該神戸市指定有形文化財の所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

市長

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 神戸市指定有形文化財の所有者（以下この章において単に「所有者」という。）は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、神戸市指定有形文化財を管理しなければならない。

規則及び市長

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

市長

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第9条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

2 所有者は、管理責任者を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

3 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

市長

(滅失、損傷等)

第10条 神戸市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

(所在の変更)

第11条 神戸市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめ、指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

市長に

規則

(管理又は修理の補助)

第13条 略

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。ただし、第15条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて前項の管理又は修理のための経費の一部に充てさせるため同項の補助金を交付する場合は、この限りでない。

市長

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する神戸市指定有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

市長

(管理又は修理に関する勧告)

第15条 神戸市指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため神戸市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

市長

2 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

市長

(補助に係る指定有形文化財譲渡の場合の納付金)

第16条 市が修理又は滅失、損傷若しくは盗難の防止の措置(以下この条において「修理等」という。)につき第13条第1項の規定により補助金を交付した神戸市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは

受贈者（第2次以下の相続人，受遺者又は受贈者を含む。）は，補助に係る修理等が行われた後当該神戸市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては，当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後神戸市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において「納付金額」という。）を，教育委員会規則で定めるところにより，市に納付しなければならない。

規則

2 補助に係る修理等が行われた後，当該神戸市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他教育委員会規則で定める特別の理由がある場合には，教育委員会は，納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

規則

規

3 納付金額の算定に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

市長は

規則

（現状変更等の制限）

第17条 神戸市指定有形文化財に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，教育委員会の許可を受けなければならない。ただし，現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りでない。

市長

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は，教育委員会規則で定める。

規則

3 教育委員会は，第1項の許可を与える場合において，その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

市長

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは，教育委員会は，許可に

市長

係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第18条 神戸市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定により補助金の交付を受けて修理を行う場合、第15条第2項の規定により勧告を受けた場合又は前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

2 神戸市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る神戸市指定有形文化財の修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(教育委員会等による公開)

第20条 教育委員会は、所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため神戸市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 前項の規定により神戸市指定有形文化財が出品されたときは、教育委員会は、その職員のうちから、その神戸市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、教育委員会規則で定める基準により、市の負担とする。

4 教育委員会は、所有者に対し、3箇月以内の期間を限って、神戸市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、所有者に対し、前項の規定に

市

長

市長

市長

市長

市長

市長

規則

市長

市長

よる公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者以外の者による公開)

第23条 所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて神戸市指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会規則で定める施設において、国の機関又は地方公共団体が展覧会その他の催しを主催する場合は、教育委員会に届け出ることをもって足りる。

市長の

規則

市長に

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

市長

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

市長

(保存のための調査)

第24条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、神戸市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

市長

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第25条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該神戸市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

市長

2 略

(指定無形文化財の指定等)

第26条 教育委員会は、無形文化財(県条例第20

市長

条第1項の規定により兵庫県指定重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち重要なものを神戸市指定無形文化財に指定することができる。

2 前項の規定により指定をするに当たっては、教育委員会は、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体（神戸市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

市長

3 略

4 第1項の規定による指定をした後においても、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、教育委員会は、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

市長

5 略

（指定無形文化財の指定等の解除）

第27条 神戸市指定無形文化財が神戸市指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

市長

3 略

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持

団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、神戸市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

市長

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

規則

市長に

(指定無形文化財の保存)

第29条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

市長

2, 3 略

(指定無形文化財の公開)

第30条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し神戸市指定無形文化財の公開を、神戸市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

市長

(指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必

市長

要な助言又は勧告をすることができる。

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定)

第32条 教育委員会は、有形の民俗文化財（県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち特に重要なものを神戸市指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財（同項の規定により兵庫県指定重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち特に重要なものを神戸市指定無形民俗文化財に指定することができる。

市長

2, 3 略

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定の解除)

第33条 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財が神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

市

長

2, 3 略

(現状変更等の届出等)

第34条 神戸市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市

長

2 神戸市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る神戸市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

市長

(指定無形民俗文化財の保存)

第36条 教育委員会は、神戸市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

市長

2, 3 略

(指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第37条 教育委員会は、神戸市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

市長

(指定)

第38条 教育委員会は、記念物（県条例第31条第1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定史跡、神戸市指定名勝又は神戸市指定天然記念物（以下「神戸市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

市長

2, 3 略

(解除)

第39条 神戸市指定史跡名勝天然記念物が神戸市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 略

(標識等の設置)

第40条 教育委員会は、神戸市指定史跡名勝天然記念物のうち市民が観覧する上で必要があると認めるものについて、標識及び説明板を設置するものとする。

市長

(土地の所在等の異動)

第41条 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第43条において準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

（登録文化財の登録）

第44条 教育委員会は、文化財（県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。）のうちその文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の必要なものを神戸市登録文化財として登録し、必要な措置を講ずることができる。

市長

2 前項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

（地域文化財の認定）

第45条 教育委員会は、文化財（県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。）のうち地域に伝え残され、及び親しまれているものであって保存及び活用の必要なものを神戸市地域文化財として認定し、必要な措置を講ずることができる。

市長

2 前項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

（歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定）

第46条 教育委員会は、次章に定める文化環境保存区域内に存する有形文化財（県条例第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたもの及び第6条第1項の規定により神戸市指定有形文化財に指定したものを除く。）のうち文化環境の保存上特に重要なものを神戸

市長

市歴史的建造物その他の有形の文化的所産に選定することができる。

2 前項に規定する神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定)

第47条 教育委員会は、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保存するため必要な区域を文化環境保存区域として指定することができる。

2, 3 略

(解除)

第48条 教育委員会は、文化環境保存区域について、文化環境を保存する必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 略

(標識の設置)

第49条 教育委員会は、文化環境保存区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

2 略

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を教育委員会の承諾を得ないで移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。

(文化環境保存区域内における届出)

第50条 文化環境保存区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を教育委員会に届け出なければならない。

(1)~(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、

規則

市長

市長

市長

市長

規則

市長に

適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
であって教育委員会規則で定めるもの

規則

(2), (3) 略

3 前項第2号又は第3号に掲げる行為を行った者は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

(勧告等)

第51条 教育委員会は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により文化環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、同項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し、又はその行為の禁止、中止若しくは停止、その行為の内容の変更その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを指導し、若しくは勧告することができる。

市長

(報告の徴収等)

第52条 教育委員会は、第50条第1項各号のいずれかに該当する行為が行われ、又は行われようとしている場合において、文化環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他文化環境に関する調査に係る事項の報告を求めることができる。

市長

2 前項の規定により、教育委員会が自ら調査を行うことを決定し、又は同項に規定する関係者に対し同項に規定する報告を求めたときは、当該関係者は、第50条第1項各号のいずれかに該当する当該行為を中止し、又は停止しなければ

市長

ならない。

(違反者等に対する命令)

第53条 教育委員会は、第50条第1項の規定による届出をしないで同項各号のいずれかに該当する行為を行い、若しくは行おうとする者又は第51条の規定による指導若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の禁止、中止又は停止、当該行為の内容の変更、原状回復その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

市長

(選定保存技術の選定等)

第54条 教育委員会は、市が指定した文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)で保存の措置を講ずる必要があるものを神戸市選定保存技術として選定することができる。

市長

2 前項の規定による選定をするに当たっては、教育委員会は、神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体(神戸市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

市長

3, 4 略

(選定等の解除)

第55条 神戸市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

市長

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、教育委員会

市長

は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 略

4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、神戸市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

市長

（審議会の設置）

第57条 教育委員会の附属機関として、神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

市長

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財（法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を含む。以下この章において同じ。）の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に意見を述べるものとする。

市長

（審議会の組織）

第58条 略

2 前項の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当であると認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

市長
市長

3, 4 略

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置く

市長

市
市

ことができる。

6 前項の臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

市長

7 略

(審議会への諮問)

第59条 教育委員会は、次に掲げる事項について

市長

は、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は第10号に掲げる解除が第27条第4項又は第55条第4項の規定によるものであるときは、この限りでない。

(1)～(12) 略

(審議会の運営等)

第60条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(聴聞の特例)

第61条 教育委員会は、第17条第4項(第43条に

市長

おいて準用する場合を含む。)又は第23条第3項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第14条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を告示しなければならない。

2 略

(審査請求の手續における意見の聴取)

第62条 第17条第1項(第43条において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可についての審査請求があったときは、当該審査請求を却下する場合を除き、教育委員会は、審査請求がされた日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきこと

市長

を命じた場合にあつては、当該不備が補正された日) から30日以内に、審査請求人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を告示しなければならない。

市長

(施行細目の委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規

則

第64条 略

2, 3 略

- 4 第17条(第43条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、神戸市指定有形文化財若しくは神戸市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

市長

5 略

市長

(参考 14)

神戸市風見鶏の館等条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館料及び特別入場料)

第3条 神戸市風見鶏の館に入館しようとする者

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校に就学するまでの者、同条に規定する小学校、中学校及び高等学校に在学する児童及び生徒並びにこれらに準ずる者並びに年齢が65歳以上の者であって教育委員会規則で定めるものを除く。)は、入館料として、個人にあつては500円、団体(30人以上の人員が一団となっているものをいう。)にあつては400円を納付しなければならない。

____, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校

規則

2 神戸市風見鶏の館内において特別に展示を行う場合にあつては前項の入館料のほかに500円の範囲内において、神戸市ラインの館内において特別に展示を行う場合にあつては300円の範囲内において教育委員会が定める額の入場料(以下「特別入場料」という。)を納付しなければならない。

市長

3 教育委員会は、前売りを行う場合その他必要があるときと認める場合においては、入館料又は特別入場料について、それぞれの額の5割以内において教育委員会規則で定める率の割引をすることができる。

市長は

規則

(入館料等の納付)

第4条 入館料及び特別入場料(以下「入館料等」という。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

規則

(入館料等の減免)

第5条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第6条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(行為の制限)

第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は映画を撮影しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に風見鶏の館等の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) 略

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は同項の行為の制限をし、若しく

市長は 規則

規則

規則

規則

市長の

市長

市長

市長

市長

市長

はその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) 略

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) 略

(入館の制限等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、風見鶏の館等への入館を拒絶し、又は風見鶏の館等からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

- 第12条 何人も、風見鶏の館等内において、風見鶏の館等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

(指定管理者の指定等)

- 第14条 教育委員会は、次に掲げる風見鶏の館等の管理に関する業務を風見鶏の館等の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

- 2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場

規則

市長

市長

規則

市長

市長

市長

市長

合における第5条、第7条第1項及び第2項、
第8条第1項及び第2項、第10条第1項（第1
号を除く。）及び第2項並びに第11条の規定の適
用については、これらの規定（第5条及び第7
条第1項を除く。）中「教育委員会」とあるのは
「第14条第1項に規定する指定管理者」と、第
5条中「教育委員会は」とあるのは「第14条第
1項に規定する指定管理者は」と、第7条第1
項中「教育委員会の」とあるのは「第14条第1
項に規定する指定管理者の」とする。

（施行細目の委任）

第15条 風見鶏の館等の休館日及び開館時間その
他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委
員会規則で定める。

市長

市長

市長

規則

(参考 15)

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第5条 施設（前条第8号から第11号までに掲げる施設を除く。第8条及び別表第1号において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

2 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

市長

(届出)

第6条 施設等を使用しようとする者は、施設等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利を目的として若しくは第1条に規定する目的以外の目的のために施設等を使用しようとするときは、教育委員会規則で定める事項を教育委員会に届け出なければならない。

規則

市長に

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

市長

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

市長

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

市長

(1), (2) 略

(使用期間)

第8条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

市長

(使用料の納付)

第10条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

規則

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

市長は

規則

規則

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

規則

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

市長

2 略

(許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

市長

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反した

規則

とき。

(2)～(5) 略

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

市長

(1), (2) 略

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第17条 何人もセンター内において、センターの管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

(立入り等)

第18条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

市長

(原状回復の義務)

第19条 略

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

市長

(指定管理者の指定等)

第21条 教育委員会は、次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略	
(5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会</u> が定める業務	市長
2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の <u>教育委員会規則</u> で定める書類を <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。	規則 市長に
3 <u>教育委員会</u> は、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。	市長
4 <u>教育委員会</u> は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。	市長
5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第11条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条第1項、第6条、第11条及び第15条第1項を除く。）中「 <u>教育委員会</u> 」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」と、第5条第1項中「 <u>教育委員会</u> の」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者の」と、第6条中「 <u>教育委員会</u> に」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者に」と、第11条及び第15条第1項中「 <u>教育委員会</u> は」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者は」とする。	市長 市長 市長
(施行細目の委任)	
第22条 センターの使用時間及び休館日その他のこの条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	規則
別表(第9条関係)	

(1) 略

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1 回につき3,000円の範囲内において

教育委員会規則で定める額

規則

(参考 16)

神戸ゆかりの美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(入館料等)

第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額(特別に展示を行う場合は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める額)の入館料を納付しなければならない。

市長

2 教育委員会は、美術館の入館について、前項の額の範囲内で教育委員会が定める額の特別入館券を発行することができる。

市長

市長

(入館料の納付)

第5条 入館料(前条第2項の特別入館券に係るものを含む。次条及び第7条において同じ。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(入館料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、入館料を減額し、又は免除することができる。

市長は

規則

規則

(入館料の返還)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる

規則

る。

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧，模写，模造，撮影その他これらに類する行為をしようとする者は，教育委員会規則で定めるところにより，教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は，第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は，教育委員会規則で定めるところにより，美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

市長は

規則

2 前項の許可の対象となる施設については，教育委員会規則で定める。

規則

規

3 略

4 次に掲げる費用は，第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

市長

5 前項各号に掲げる費用について，電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため，第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは，同項の許可を受けた者は，教育委員会が定めた基準により算定した金額を，前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

市長

(入館の制限等)

第10条 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，美術館への入館を拒絶し，又は美術館からの退去を命ずることができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第11条 何人も、美術館内において、美術館の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる美術館の管理に関する業務を美術館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第4条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市長

市長

市長

(施行細目の委任)

第14条 美術館の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規

規則

則で定める。

|

(参考 17)

執行機関の附属機関に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 1 条関係)

(1) 市長の附属機関 (次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。)

附属機関	担任する事務
略	略
略	略
<u>神戸市市民参画 推進局指定管理 者選定評価委員 会</u>	略
<u>神戸市保健福祉 局指定管理者選 定評価委員会</u>	
略	
略	

<u>神戸市文化スポ ーツ局指定管理 者選定評価委員 会</u>	略
<u>神戸市福祉局指 定管理者選定評 価委員会</u>	
<u>神戸市健康局指 定管理者選定評 価委員会</u>	

(2)~(4) 略